

平成24年第2回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成24年6月27日(水曜日)

1.出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原真一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2.欠席議員 なし

3.出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局補佐	岩崎敏行
議会事務局主査	岡崎基代		

4.説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	福田和司	建設経済部長	伊藤康文
総合観光部長	藤澤和昭	美東総合支所長	藤井勝巳
秋芳総合支所長	堀 洋数	総務部次長	倉重郁二
総務部次長	奥田源良	総務課部長	小田正幸
総合政策部長	篠田洋司	総合政策課部長	佐々木昭治
総合政策部長	末岡竜夫	企画政策課部長	杉原功一
地域情報課長		市民福祉課長	杉原功一
教育長	永富康文	市民課長	杉原功一
消防長	坂田文和	病院理事	高橋睦夫
会計管理者	古屋勝美	建設経済部長	松野哲治
		下水道事業長	久保 毅

教育委員会  
事務局 長  
消防本部次長  
建設経済部  
商工労働課長

山田悦子  
西岡博和  
河村充展

病院事業局長  
管理経済部長  
建設経済課長  
農林課長  
農林事務局長

金子彰  
西田良平  
西山宏史

## 5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 3号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 4号 美祢市地域交流ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 5号 美祢市税条例の一部改正について

日程第 5 議案第 6号 美祢市火災予防条例の一部改正について

日程第 6 議案第 1号 平成24年度美祢市一般会計補正予算(第2号)

日程第 7 議案第 2号 平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第 7号 美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

日程第 9 議案第 8号 財産の取得について

日程第 10 議案第 10号 美祢市副市長の選任について

日程第 11 議案第 11号 美祢市監査委員の選任について

日程第 12 特別委員会の設置について

日程第 13 議員派遣について

## 6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に追加議案として送付してございますものは、執行部からは議案第10号と議案第11号の2件でございます。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、特別委員会の設置について、議員派遣一覧表、以上3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において岩本明央議員、下井克己議員を指名いたします。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。村田市長。

市長（村田弘司君） 議長のお許しをいただきましたので、このたび実施をいたします美祢市台北観光・交流事務所の事業について御報告を申し上げます。

この事業は、平成24年度の本市の重点事業の一つとして取り組んでいるものであります。

さて、本市といたしましては、交流拠点都市、観光立市の創造を目指すために、第1次美祢市総合計画の大きな柱の一つとして観光交流の促進を、また美祢市総合観光振興計画の重点項目の一つとして地域間連携による東アジアとの交流強化を掲げておりまして、それらを強固に推進していくため、昨年11月に台湾に向けてのトップセールスを行い、美祢市と台湾南投縣との間において、友好交流促進に関する確認書に調印をいたしたところであります。

また、ここ3年間、台湾の旅行会社を対象といたしました商談会に参加をいたしておりますが、秋吉台・秋芳洞の認知度はあるものの、本市の魅力をいま一つ伝え切れておらず、現地旅行会社からも、新しい観光商品の企画提案を求められております。台湾側のニーズを把握しながら、的確な情報発信を行うことが必要というふ

うに考えております。

そうした中、さらなる台湾との観光交流の促進を図るため、台湾台北市にあります台北世界貿易センターの中にごさいます台北国際ビジネスセンターオフィスの一室をお借りいたしまして、美祢市の情報発信の拠点施設となります美祢市台北観光・交流事務所を7月5日、ですから来月の5日、木曜日に開所いたし、現地の方々のニーズを直接把握し、美祢市の魅力をリアルタイムに提供できる場を整備することといたしました。

将来的には、本市の観光振興だけでなく、経済・産業、あらゆる面での交流促進へと発展をさせていく考えであります。しかしながら、当面は観光分野での現地政府及び企業等との調整が主な業務となるため、本市の観光職員を派遣いたします。さらに、現地職員を1名採用いたしまして対応するつもりといたしております。

終わりに当たりまして、議員の皆様を始め市民の皆様に、この事業に対しまして、どうぞ御期待をいただきたいと申し上げますとともに、海外からの観光客の方々に対しまして、おもてなしの心で接していただきますよう心よりお願いを申し上げますところでございます。

そのことが、今後の美祢市、ひいては山口県への観光客・交流人口の拡大や美祢市の地域力の底上げにつながりまして、世界ジオパーク認定に向けた礎となることと確信をしておりますので、皆様の御理解と御支援を心よりお願いするものでございます。

美祢市台北観光・交流事務所の開所に当たっての報告とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(秋山哲朗君) 馬屋原議員。

5番(馬屋原眞一君) ちょっとお許しをいただきまして、去る6月20日に緊急招集され、全員協議会が開催されました。協議の内容につきましては、美祢市議会基本条例に関連して、基づく政治倫理に関連して、地方自治法92条の2項を掘り下げて議論することでありました。

このことの原因は、我々会派の竹岡議員に対して公職選挙法104条による当選無効の申し出があり、美祢市の選挙管理委員会は、地方自治法92条の2項に対して抵触をしないという理由により棄却をしました。

そこで、6月18日に、さらに県の選挙管理委員会に審査の申立書が提出された

ことにより、総務企業委員会が空転をいたしました。結果として、現段階ですべての議員が地方自治法92条の2項に抵触をしていないことを全会一致で確認をいたしました。

我々議員は、地方分権一括法の施行以降、二元代表制の一翼を担う機関として、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の目的を遵守し、我々議員は市民全体の代表として、市政に対する市民の負託にこたえるため議員活動をしなければなりません。

そこで、本日も議案を審議し、議決いたしますが、議会での議決に対して不本意であっても、他の機関等に持ち込み、何らかの行為は、議会人として慎むべきであると思います。

我々政和会といたしましては、坪井議員に、県の選挙管理委員会に対する審査申立書の取り下げと今後議会人としての節度ある活動を求めるものであります。

議長におかれましては、このことについてお取り計らいをいただきますよう要望いたしまして、以上で終わります。

議長（秋山哲朗君） 今、政和会の馬屋原会長のほうから、再度、6月20日の全員協議会の取り扱い、そして今後の議員としてのあり方という申し入れが今あったわけでありますけれども、ちょっとここで暫時休憩をいたしまして、この取り扱いにつきまして、会派代表者会議で協議をいたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前10時08分休憩

.....

午前11時45分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほど馬屋原議員より申し入れがありましたことについて、我々美祢市議会議員は、地方公務員法第3条第3項第1号に該当する特別職の公務員であり、選挙により市民から選ばれた公務員であり、いわゆる公人であります。

そこで、本美祢市議会では、美祢市議会の基本条例並びに美祢市議会議員の政治倫理に関する条例を制定し、併せて美祢市議会議員申し合わせ事項及び美祢市議会会派申し合わせ事項を申し合わせております。

今後、これらを遵守して議員活動を遂行したいと思いますので、全議員の皆様方

には、その旨よろしくお願い申し上げます。

日程第2、議案第3号から日程第9、議案第8号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

予算委員長（高木法生君） 只今より予算委員会の委員長報告を申し上げます。

それでは、先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案1件につきまして、去る6月8日午後1時30分より徳並委員を除く委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

平成24年度美祢市一般会計補正予算（第2号）について、執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,469万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ183億8,569万2,000円とするものですとの説明がありました。

それでは、主な質疑につきまして御報告申し上げます。

委員より、監査委員経費の中で133万7,000円の補正の件において、市長の提案説明では工事監査を平成23年度から重点実施されると言われたばかりで、提案説明の中にもありますが、24年度予算は23年12月ごろに重点実施に向けて取り組まれていたと思いますが、どうなのかという問いに対して、執行部より、市長部局の総務課での予算と人員の配置について、技師数が不足しているという情報が若干あったこと等により、技師の配置が困難な状況にあったことで、非常勤の特別職として工事監査専門員を予算要求することとなったとの答弁がありました。

また、委員より、工事監査の技術専門員が非常勤職員でいいのか、そして、ことしの工事件数と23年度に繰り越した件数はとの問いに対して、執行部より、やはりそれなりの人材を探していただくことが必要だと、また、23年度での対象の工事監査件数は120件程度あるとの答弁がありました。

また、委員より、市民の税金をいかにどのように使われているかという監査の重要なポストは、どうしても正職員で対応すべきではないかと考えますがという問いに対して、執行部より、この点につきましては、監査委員と御相談申し上げながら、近いうち、工事担当職員も正職員をとという要望にはなっていく可能性はありますとの答弁でありました。

続いて、委員より、技術監査という方の仕事のイメージがわかりませんが、具体的な工事監査をされる非常勤職員の仕事の中身を教えてもらいたいとの問いに対し、執行部より、美祢市例規集で美祢市監査基準の第14条の第1項に工事監査という言葉が位置づけられており、監査基準では、定期監査の一環として位置づけております。昨年度、初年度におきまして、この工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかということの主眼にして、その工事監査をスタートさせておるものです。また、監査の観点ですが、まず第一に適法かどうか、違法ではないか、次に違法ではないといえども、違法でないかもしれないが、これは著しく妥当性を欠くのではないか、常識的に見ておかしいんじゃないかというのがあれば、それもチェックの対象になったりしていますとの答弁がありました。

また、委員より、工事の内容が正しかったかという工事内容の妥当性については、建設経済部あるいは総務部監理課がやる仕事であり、場合によっては、この監査委員事務局の仕事内容がほかの部署との関連でもう一つイメージがつかめないとの質問に対して、執行部より、各部門のチェックを受けながら工事が進んでいるにもかかわらず、また監査の目でチェックする必要があるかと、ダブるんじゃないかという質問ですが、多重チェックと言われると、そもそも従来の事務屋がする業務についても多重チェックがかかっています。監査というのはそういうものだという視点で、工事監査についても御了解をいただきたいとの答弁がありました。

委員より、農林費の畜産業費で資源循環型肉用牛経営育成対策に81万4,000円ついていきます。これは県の補助金が40万7,000円、そして市の一般財源から同じく40万7,000円となっています。この補助金につきましては、枠が何人程度あるのか。また、これは肉用牛のための補助なのか。それとも乳牛の補助なのか。そのあたりの枠組みについてお聞きしたいとの問いに対し、執行部より、この事業は、畜産牛ということもあり、毎年数件という事業ではない状況にあります。実績で申しますと、平成22年度に1件、平成21年度に1件で、畜産業を開始される方が毎年毎年あるというわけでもありません。枠ということはなく、申請があったものについて、事業を行いたい方に計画等をしっかり聞いた上で、この事業を認定するものに補正することになります。また、採択要件については、肉用牛、繁殖牛、飼育牛となりますので、乳牛は対象外となりますとの答弁がありました。

次に、委員より、今後リターン等で肉牛を育成したい、そういう方も出られると思います。例えば年度によって3件とか出たときの対応についてはどうかとの質問に対して、執行部より、3件とかまとまって出たときの対応については、当然予算が伴うこととなります。少しでもこうした農林畜産業に携わる方を一人でも多くという考え方はありますが、財政の関係もありますので、市長、副市長とも十分に協議し、決定することになると思うとの答弁がありました。

委員より、嘉万天神の公衆トイレの維持管理について、観光のまち、またおもてなしの行き届いたまち、そういった視点からすると、大変維持管理は必要と思いますがとの質問に対して、市長より、天神のトイレは非常に古いということで、浄化槽が漏出しかけている状況であり、また我が市は交流拠点都市、観光立市をうたっていることから、今回緊急的に6月補正で出させていただきましたとの答弁がありました。

また、委員より、梨の選果場の中のトイレは観光バスがよく入ってきて、トイレ休憩の場に使われている。梨の選果場におけるトイレについて、関係者からの要望に対する観光交流の拠点として、何らかの対応する意思があるかお聞きしたいとの質問に対し、市長より、梨組合からの要望でトイレの改修をしました。我が市が誇る秋芳梨を買っていただいておりますし、公衆トイレとすれば、非常に価値の高いトイレと思っております。トイレがさらに老朽化が進むとか、また梨組合からの御相談があれば、適切に対処したいと思っておりますとの答弁がありました。

その他の質疑につきましては割愛させていただきます。

次に、委員より、議案第1号の新規就農支援の予算等には賛成ですが、監査委員費は、職員の定員適正化だからといって、重要な技術専門員の監査委員を、正規職員を非正規職員で対応するという、この補正予算には反対しますとの意見がありました。

本議案について、慎重審査、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、予算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会に関する件について引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて報告申し上げます。

以上でございます。



〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この際、暫時午後 1 時まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 5 7 分休憩

.....

午後 1 時 0 0 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

続いて、教育民生建設観光委員長の報告を求めます。教育民生建設観光委員長。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 登壇〕

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 失礼します。只今より教育民生建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

去る 6 月 1 2 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第 5 件、議案第 3 号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 6 号美祢市火災予防条例の一部改正について、議案第 2 号平成 2 4 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 7 号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について及び議案第 8 号財産の取得について、これら 5 件の議案について、6 月 1 8 日 9 時半より委員会室において、村田市長を始め執行部の方々、オブザーバーの秋山議長を始め委員 9 名全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について、主なものを御報告申し上げます。

初めに、議案第 3 号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

執行部より、住基改正法及び入管法等改正法が平成 2 1 年 7 月 1 5 日に公布され、その大半が平成 2 4 年 7 月 9 日から施行されます。住基改正法により、外国人住民

も住民基本台帳の適用対象になり、日本人と同等になり、外国人住民の利便性向上や市町村の行政事務の合理化が図られるようになりました。入管法等改正法により、外国人登録法の廃止などが行われ、外国人登録制度に基づく事務の見直しがされ、関連条例等の改正も必要になり、六つの条例の改正を予定しています。主なものとして、印鑑登録等、外国人登録法、用語の整理、通称を用いた印鑑登録等々の改正を行いました。改正の詳細は、第2回美祢市議会定例会参考資料の1ページから10ページを参照してくださいとの説明がありました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致により原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号美祢市火災予防条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

執行部より、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、今まで非危険物であった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に指定されたことに係る貯蔵量、技術、基準等の変更、経過措置等に関する現行の美祢市火災予防条例の一部を改正するもので、施行期日は平成24年7月1日からです。もう一点は、近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められている電気自動車の急速充電設備を設置する位置、構造及び管理に関する条例を新たに定めるもので、平成24年12月1日から施行するものですとの説明がありました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

執行部より、このたびの補正は、予定事業量の変更に伴い、既定の予算額に歳入歳出それぞれ273万円を追加し、総額29億8,577万7,000円とするもので、第13節の委託料を273万円増額するものです。住基台帳法、介護保険法の改正施行に伴う電算システム改修委託料です。歳入は、第2節事務費繰入金で増額補正するものですとの説明がありました。

委員より、介護基盤緊急整備等基金は、今、現時点でどのくらいあるのかとの質問に対し、執行部より、介護保険事業特別会計の5月31日現在で、見込みとして1億8,000万円余りですとの答弁がありました。

さらに、委員より、市民皆さんから介護保険料が上がったとの話があるが、今後

の見通しはどうかとの質問に対して、執行部より、社会保障、介護保険等については、すべからく今後支出増が見込まれますが、介護保険事業にしても、施設にしても、手厚い介護が必要な施設整備も見込まれておりますが、今後は、介護予防、在宅医療提供、訪問看護サービスなどが重点化され、サービス内容の充実が図られる動きがありますとの答弁がありました。

さらに、委員より、第5期における特養などの介護施設整備計画や在宅介護への計画はどうかとの質問に対し、執行部より、第5期における整備計画は同朋福祉会による1件のみです。今後は、施設整備、種々サービス、介護予防等いろいろありますが、高齢者が住みなれた地域で介護サービスを受けられるよう力をつけていきたいとの答弁がありました。

ほかの委員より、今回の電算システムの改修委託料273万円については、全国各自治体が改修を行うはずだが、この273万円の算出根拠はどうか。人口、取扱事務量等いろいろ条件が異なるが、見積もり等をとるなど、その辺はどうかとの質問に対して、執行部より、算出根拠については、細かい算出方法についてはわかりかねます。介護保険法が改正された23年度、24年度で、23年度は国からわずかではあります補助金が支給されましたとの答弁がありました。

さらに、委員から、法律が改正されたら、全国で同じ時期にシステム改修がされるはずで、県内の大きい宇部市、下関市などと比較して、人口、事務取扱量等どのくらい違うのかお聞きしたいとの質問に対して、執行部より、今は資料を持っていませんので、後日お知らせしますとの答弁がありました。私から、後日、調査資料の提出をお願いしました。

ここで、答弁をいただきました内容をかいつまんで読んでみます。県内の状況を調査した結果、本市と同様の対応をされた保険者は長門市と山陽小野田市の2市で、経費等についてほぼ同様であり、今回の改修は人口規模によって経費が変動するものではないとの確認が得られたところでありますと、こういうふうな答弁をいただいております。

このほかには質疑はなく、本案に対する意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更についてを御報告申し上げます。

執行部より、旧美祢市において大嶺郵便局と山崎郵便局に委託している特定の事務を改めるもので、郵便局で戸籍謄本の交付、納税証明書の交付、外国人登録原票の写し等の交付、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付に係る六つの事務のことで、現在両郵便局において取り扱っており、このたび、住基台帳法等の改正により外国人登録法が廃止されることになり、これに係る事務が廃止されます。このために、両郵便局に委託しております美祢市の特定の事務による外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付に係る事務を削除する等の所要の改正を行うものですとの説明がありました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号財産の取得についてを御報告申し上げます。

消防本部執行部より、高規格救急自動車の導入を計画しました。今回の購入は、救急救命士の養成及び救急救命士が行う特定行為に必要な資機材を搭載した車両です。今回更新整備の車両は、平成9年に整備したもので、今年度で15年を経過し、ことし3月31日現在の走行距離は17万2,151キロメートルとなっていることから、車体シャーシ及びエンジンの疲労度や搭載している高度救命処置用資機材の経年劣化等が生じているものがあられるなど、故障や破損等を考慮しながらの活動に隊員がストレスを感じているのが現状です。取得金額は、消費税及び地方消費税込みで2,880万1,500円の高規格救急自動車一式です。契約の方法は、県内の救急自動車取扱事業所及び納入実績のある5社による指名競争入札で行いました。契約の相手方は、5月29日に実施した入札で落札した宇部市の藤村ポンプ株式会社です。納期は平成24年12月21日で、補助事業、緊急消防援助隊整備費補助金を活用し、補助率は基準額の2分の1で、1,159万4,000円の国庫支出金を予定しております。その他、自動車の排気量等の能力や装備及び積載資機材等の説明がありました。

委員より、更新される救急自動車の処分はどのような予定かとの質問があり、執行部より、現在の普通救急車（2代前の救急車）を廃車にし、15年で17万キロメートル強走った今回の更新車両を予備車として使用しますとの答弁がありました。

さらに、委員より、普通救急自動車は売却とかで収入はないのかとの質問があり、執行部より、今回の契約の中で、廃車の諸費用は業者持ちで完全廃車のため、別に

収入はありませんとの答弁がありました。

そのほか、本案に対する質疑、意見等はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

付託された議案5件の審査が終了後、その他の事項に入り、委員より、先般開催されたフォトロゲイニングに三百有余名の参加者があったと聞いたが、感触、効果、様子、成果等を聞かせてほしいとの質問があり、執行部より、フォトロゲイニング山口 in 美祢を大嶺町、伊佐町を中心に開催しました。この事業は、23年度、24年度において地域のよさを再発見していこうという事業で、このたびは特に市外から8割以上の方々が来場されました。イベントの内容は、美祢市のよさや地域の資源を参加者が探しながら、その評価をしていく事業で、観光協会が主催され、ボランティアの方々も多く、今後は美東地区、秋芳地区等でも実施し、美祢市のよさ再発見、まちづくりにつなげていきたいし、大変よい事業だったと評価していますとの答弁がありました。

その他の事項で、このほかには質疑等はありませんでした。

なお、本委員会は、閉会中といえども所管事項についての審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

以上をもちまして、教育民生建設観光委員会の委員長報告を終わります。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） ちょっと1点だけ、わからないんでお尋ねしたいと思うんですが、郵便局の事務取扱なんですが、その前に、外国人登録法が変わるんですかね、変わらんやったんですかね、ちょっと聞き漏らしたんですが。

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 外国人登録法が廃止されることということでございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） そういたしますと、議案提案の中には、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律、この中のいわゆる2条の3ですが、外国人登録法というのがまだ残ってるんですね。で、5条の いや、5の住

民基本台帳法、これに基づいて変更するんだと、こういうことなんですね。その辺はどうなんですかね。いわゆる外国人登録法が廃止されるので、このことについても、登録原票の写しをもう交付しなくてもいいと、こういうことになるんじゃないんですかね。その辺をもうちょっと、どういう提案だったかわかってないので、教えていただきたいなと思うんです。

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 外国人登録原票の写しを始め六つの事務のことで、現在両郵便局にて取り扱っておりということですので、現在は取り扱ってもらっていると思います。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 済みません。大変説明が下手であれですが、外国人登録原票の写し、外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務ということでございまして、申しわけないんですが、中身については、特に私も理解はしておりません。済みません。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 今、御説明申し上げましたことがなくなるということございまして、郵便局にお願いしておる事務が、二つの郵便局の仕事がなくなるということだと思います。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） そうしますと、外国人登録法が廃止されることによって、登録原票の写し等の引き渡しはもう郵便局ではないという理解でいいんですが、その提案がですね。これは執行部のほうにお尋ねしてもいいですか、議長。本来はいけないんですね。

議長（秋山哲朗君） そうですね。委員長報告に対するものですが、ただ、テレビカメラが入っていますから、きちっと答えさせますのでですね。はい。

17番（竹岡昌治君） 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5項の規定によりって書いてあるんですね。そうしますと、この法律そのものが、外国人登録法がなくなった時点で、3条の3項が 私たちが持っているのは載ってるんですね。これは24年度の方ですから載ってるんですね。で、

それが削除された時点で、このことには触れなくてもいいということでしょうかね、提案で。そこだけちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（秋山哲朗君） 委員長、答えられる。過去の委員会の中でのそういった質問があったかどうかということでもありますから、ちょっとそれは問いますので、そういったことはなかったんですね、そういう質疑はなかった。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） なかったです。

議長（秋山哲朗君） ということで、特別に、ちょっと誤解を招くおそれがありますので答えさせますので、杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今の御質問ですが、申しわけございません。御質問の内容がよくわかりませんでしたものですので、もう一度確認させていただければと思います。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 郵便局で事務処理をしていただく、いわゆる取り扱いに関する法律というのがございますよね。提案の中に書かれております。その第3条の5項の規定によって、美祢市の特定の事務の取り扱いを郵便局においてこうこうこういうふうに変更するって書いてあるんです。

私たちが持つてる法律では、まだ2条の3項、2条ですね。これは3条で書かれていますね。3条の5項、地方公共団体は、郵便株式会社との協議により云々と書いてありますね。

外国人登録法はもう削除され、いつ削除されたのかわかりませんが、それによってすべてが変わってきたんじゃないんですか。その辺をお聞きしただけです。

議長（秋山哲朗君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今の御質問に対してお答えいたします。

こちらの外国人登録法というものが、先ほどの議案のほうで説明がありました形で廃止されるという形になりましたものですので、これに伴う事務が全部なくなってきたということになります。これは7月9日からということになりますものですので、それまでについて、こちらのほうに載っているものが、まだ改正はされていないのではないかとも思われるんですが（発言する者あり）はい、外国人登録法も7月9日をもって廃止されるということになりますので、関連するものが変わってくるという形になります。（発言する者あり）はい、外国人登録法の廃止に伴う事

務もなくなってくるということで説明いたしました。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 河本芳久君 登壇〕

総務企業委員長（河本芳久君） それでは、只今より総務企業委員会の委員長報告を行います。

6月19日9時30分より委員全員出席のもと、総務企業委員会を開会いたしました。

ところが、付託案件2件の審査に入る前に、委員より、議員の政治倫理に係る事案について意見が出されました。そこで、この議案について、まず協議いたすこととなりました。その概要を報告最初にいたします。

先の臨時議会で審議された議員の兼業禁止に係る事項及び議員の政治倫理条例について、これに抵触している議員はいないことを全会一致で確認しておりましたが、6月18日のテレビ報道で、市の選挙管理委員会が当選無効の異議申し立てを棄却したことを不服とし、県の選挙管理委員会に議員が審査申し立てをされた。議会で兼業禁止に抵触している議員はいないと確認していながら、再度異議申し立てをするようでは、議会で決めたことが全く意味をなさないということになります。正常な議会運営ができないのではないかといった趣旨の発言がなされました。

続いて、委員より、このことについて議長並びに委員長に対して発言が求められました。これに対して、議長からやってもいいかどうかと（他の機関に持ち込む）こういうことは、非常に答えにくいこととあります。議会運営は、議会の基本条例や政治倫理条例に基づき運営されるべきであります。この確認事項も臨時議会で確認されております。また、議員の申し合わせ事項もありますので、これらに沿って行動することが美祢市議会だと思えます。異議申し立てについては、本人の資質の問題であり、私が答えることは差し控えたいと述べられました。委員長としても、臨時議会で、議員の倫理条例、兼職禁止に抵触する該当者はいないということを確認したことを説明いたしました。



これに対し、委員より、公職選挙法の104条に関し、同法202条に基づいて選挙の効力に不服があるとして異議申し立てがなされています。これは、地方自治法の92条の2、すなわち議員の兼業禁止につながった問題となります。要は、92条の2に抵触しているか否かがポイントになっております。委員長から報告のあったように、委員長が臨時議長の時、全員一致で抵触していないと確認した。すなわち議会で決めております。異議申し立てがそれによってなされるということは、今後の議会の議決に重みをなさないということになります。よって、議決したことが気に入らないようだったら住民訴訟に持ち込むような行為は、議員のする仕事ではないとの意見が述べられました。

委員のこれまでの意見に対し、他の委員から、議員であっても、一市民として市の選挙管理委員会に公職選挙法104条に基づき異議の申し立てをしたが、これが棄却されましたので、県の選挙管理委員会に公職選挙法206条の2に基づき審査の申し出をしたところでございます。これは事実です。審査の申し出ができるような規定に基づき申し立てをしたが、このことが議員としての議会のルールを破ったと言えるのか。どのような点が議会のルールに違反したのか、明確に具体的にお答えいただきたい。また、議長さんは、議員としての資質がいかがなものかと発言されていますが、具体的な根拠は何であるか、この点もお伺いしたら、言えませんかと言われております。これでは公平な姿勢とは言えないのではないかとこの意見がありました。

また、同委員より、公職選挙法104条に基づいて異議の申し立てをしたのであって、違反している証拠をそろえて申し立てることではありません。議員ではだめだという規定はございません。美祢市選挙管理委員会が棄却の決定をした根拠書類は、客観的証拠価値の高い書類に基づくものではない点が不服なので、公職選挙法206条第2項の規定に基づいて県の選挙管理委員会に審査の申し立てをしたのです。このことが議会議員としてあるまじき行為であるとの意見がありましたが、これは全く事実と反する議論であり、私自身の名誉を守る観点からも申し上げておきたいとの、こういった趣旨の発言がございました。

他の委員からは意見がなく、2人の意見の述べ合いが続きましたので、この議案については、議員全員にかかわる事案につき、別途協議の場を設けることを議長に要望し、日を改めて協議することを委員会に諮りました。委員長提案に同意してい

ただき、20日の9時半から議員全員協議会が開催されることになりました。付託案件の審査は、議員全員協議会が終了した後、本委員会を再開することが確認されました。

本委員会で審議した概要は以上のとおりでございますが、この報告は、委員長の責任によって主たる意見を取りまとめたものでございます。

以上をもちまして、19日の総務委員会の報告を終わります。

続いて、6月20日午後4時32分より委員全員出席のもとで、昨日に引き続き総務企業委員会を再開いたしました。その状況を御報告いたします。

昨日の総務企業委員会は、付託案件の審議を始める前に、委員提案の議員の兼業禁止に係る事項を最初に協議いたしました。しかし、本案件は、議員全員にかかわる事項につき、議員全員協議会で協議することを議長に要望し、このことについて協議がなされました。

ところが、この事案については、議員全員協議会で一応の協議がなされましたが、本委員会で最初に取り上げました議題でございますので、付託案件の前に再度意見を求めることにいたしました。

委員より、全員協議会で長時間にわたって話し合ってきたのに、何も説明しないまま付託案件の審議に入ると、これにこの間何をしていたかということになりますので、その概要について説明したい旨の発言がありました。発言を許可し、その概要を御報告いたします。

まずその第1点は、このたびの議員の兼業禁止の件で、市の議員から当選無効の異議申し立てが美祢市選挙管理委員会に出されました。選挙管理委員会がこれを棄却いたしましたので、県の選挙管理委員会に審査の申し立てをされたことが、18日のテレビで報道されました。市の公共事業の請負業務は多くの議員がかかわっておられ、特定の議員のみがターゲットにされることはいかがいものであるか。また、業務量や経営に関する支配権など何をもって異議申し立てをなされたのか、これは問題があります。

2点目は、地方自治法92条の2には議員の兼業禁止の規定があり、これに関し、美祢市の議員の政治倫理条例第3条2項に規定が設けられております。この規定には、疑念を持たれた議員は誠意をもって釈明することが求められています。ところが、釈明の機会や場に関する規定が不明なので、昨日の本委員会で意見を述べさせ

ていただきました。

第3点目は、このたびの議員の改選後の議長選挙が公正公平に行われるため、92条の2の規定に抵触する議員がいるか否かの確認が必要であるという思いで、臨時議長に確認を求めました。臨時議長は会議に諮り、現時点においては、該当する者はいないと確認されました。その上で議長選挙が行われたにもかかわらず、本議会の議員が県の選挙管理委員会に審査申し立てをなされたことは、まことにいかなものであろうか、こういった点で問題提起をさせていただきました。

4点目として、長い時間かけて確認されたことの一つは、本議会で決めたことを他のチャンネルや他の機関に持って行って審査申し立てをすることには問題があるということを指摘してまいりました。

次に、地方自治法の92条の2、すなわち兼業禁止に抵触する議員は現時点でいないことが議長により再度確認されました。

ついでに、委員の発言が発端で常任委員会が2日間開かれず、また、倫理条例にかかわっての疑惑解明に対し、釈明することが与えられ、名誉回復ができたこと、この件について、お詫びとお礼の言葉が述べられました。これをもって、一応本案件に関する協議は終えることとし、次に付託案件について審議に入りました。

付託案件2件の審議の概要について御報告申し上げます。

最初に、議案第4号美祢市地域交流ステーションの設置及び管理に関する条例の制定を議題とし、執行部に説明を求め審議に入ることといたしました。

執行部より、本年度予算計上しておりますスプリング美祢推進費・駅舎地域交流ステーション事業は、西日本旅客鉄道株式会社から厚保駅と於福駅の施設を借り受け、この施設の改修とトイレの設置などにより、地域コミュニティ活動の促進と駅利用者の利便性向上を図ることを考えているものであります。つきましては、平成25年4月から指定管理者制度による管理運営を予定していますので、本条例を制定する旨の説明がなされました。

委員より、駅舎借り入れにかかわる家賃や契約が終了したときはどうなるかの質疑があり、これに対し、執行部より、無償貸与のお願いをしており、契約が終わった後は、当然原状復帰が原則となりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、利用者の利便性を考えると、切符や弁当、飲み物等の販売を考えておられますか、また、待合室にストーブ設置の考えがあるかとの質問に対し、

執行部より、現段階では具体的な販売品目については考えておりません。また、待合室にストーブを設置することは、今のところ想定していませんとの答弁がありました。

さらに、委員より、厚保と於福の両駅を選定した理由は両駅の利用客が多いのでと説明がありましたが、厚保駅の近くには坂本地区の集会所があります。これとの関連はどうなっているかとの質問に対し、執行部より、設置する交流ステーションは、地域の方のみということではなく、美祢線を利用されている方ということで広い範囲の方を対象としておりますとの答弁がありました。

他の委員から、美祢線の駅には、トイレ設置のほとんどない駅が多い。駅は交流の入り口であるから、トイレやその他の施設を早急に整備していただきたいとの要望がありました。

これらの質疑のほか意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決されました。

続いて、議案第5号美祢市税条例の一部改正を議題とし、執行部に提案説明を求めました。執行部より本議案に対する説明がなされました。本議案は、平成24年3月に県民税の賦課徴収条例が改正されたことに伴い、美祢市においても県と同様に寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するために改正するものです。対象となるものは、市内に事務所または事業所を有する学校法人や公益財団法人、更生保護法人及び認定特定非営利活動法人等の寄附金が該当することになりますとの説明がなされました。

本議案に対して質疑や意見はなく、原案のとおり可決されました。

総務企業委員会に付託された議案2件の審議を終了し、以上で総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども所管事項についての審査を議長に申し出ておりますので、申し添えておきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今、予算委員長、教育民生建設観光委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては閉会中も調査することに決しました。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第3号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号美祢市地域交流ステーションの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。  
本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第1号平成24年度美祢市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） この議案の中の新規就農者支援等の補正予算には賛成ですが、この中に職員の定員適正化を理由とした監査事務局の技術専門員を非常勤職員で対応するということが盛り込まれていますので、この補正予算には反対です。

監査事務職員は正職員を置くべきだと意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ

ります。委員長報告のとおり賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号財産の取得についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第10、議案第10号美祢市副市長の選任についてから日程第13、議員派遣についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第10号美祢市副市長の選任についてから日程第13、議員派遣についてを日程に追加することに決しました。

日程第10、議案第10号から日程第11、議案第11号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、林副市長と馬屋原議員の退席を求めます。

〔副市長 林 繁美君、馬屋原眞一君 退席〕

議長（秋山哲朗君） 市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日追加提案をいたしました議案2件について御説明を申し上げます。

議案第10号は、美祢市副市長の選任についてであります。

美祢市副市長につきまして、本年6月27日をもって任期満了となります。

つきましては、後任の副市長として林繁美氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

議案第11号は、美祢市監査委員の選任についてであります。

監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者及び市議会議員のうちから、それぞれ1名を選任しておりますが、本年5月21日をもって任期満了となっております。

つきましては、識見を有する者として三好輝廣氏を、市議会議員から馬屋原眞一氏を後任の監査委員として選任いたしたいので、同規定により、市議会の同意を求めます。

以上、追加提出いたしました議案2件について御説明申し上げましたが、よろし



く御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第10号美祢市副市長の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第10号を採決いたします。本案について原案のとおり選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり選任されました。

林副市長の復席を許可いたします。

〔副市長 林 繁美君 復席〕

議長（秋山哲朗君） 林副市長におかれましては、只今議会におきまして副市長に選任されましたので、お知らせをいたします。

この際、林副市長さんよりごあいさつの申し出がございましたので、お願いをいたします。

副市長（林 繁美君） 議長さんのお許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

只今、本議会におきまして美祢市副市長の選任の議案を上程いたしましたところ、議会の皆様方に御同意をいただきました。まことにありがとうございます。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

我々美祢市は、中山間地域でありますし、行財政運営を含めて諸課題が山積しておるわけでございます。そうした中、村田美祢市長のかじ取りによりまして、まさ

にスプリング美祢を標榜し、スプリングのごとくしなやかに、また強靱にパワーを発揮して、この山積した諸課題を解決しようとしておるところでございます。

どうぞ議会の議員の皆様方も私に対しまして今以上の御指導、御鞭撻を賜りまして、副市長としての職責を果たしてまいりたいと覚悟しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） 日程第11、議案第11号美祢市監査委員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第11号を採決いたします。本案について原案のとおり選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり選任されました。

馬屋原議員の復席を許可いたします。

〔監査委員 三好輝廣君 入場、馬屋原眞一君 復席〕

議長（秋山哲朗君） 皆様におかれましては、只今議会におきまして監査委員に選任されましたので、お知らせをいたします。

この際、監査委員さんよりごあいさつの申し出がございますので、お願ひをいたします。

監査委員（三好輝廣君） 議長さんのお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび監査委員の選任に御同意をいただき、まことにありがとうございました。

私、このたび選任いただきました三好でございます。お隣におられる方、もう一方は、皆さんよく御存知の馬屋原議員でございます。

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。まことに僭越ですが、御両人を代表いたしまして、私三好が一言ごあいさつ申し上げます。

まず初めに、このたび監査委員の選任に御同意いただきましたことに対し深く感謝し、ここに厚くお礼を申し上げます。

さて、これからの監査業務の遂行につきましては、監査委員の基本であります公平公正をモットーにいたしまして、市の事務事業の改善、またひいては市の行財政改革に寄与できるような、また寄与するような監査を実施してまいりたいと、努力してまいりたいと、このように考えているところでございます。

とは申しましても、執行部を始め皆様の御協力なくしてはできないことございまして、ここに改めまして監査に対する皆様方の深い御理解と絶大なる御協力をお願い申し上げます。まことに簡単ですが、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔監査委員 三好輝廣君 退場〕

議長（秋山哲朗君） 日程第12、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付いたしておりますとおり、地域産業活性化対策特別委員会を設置し、地域振興及び産業の活性化並びに地域循環型産業創造に関する事項を審査することといたしたいと思っております。

また、小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員会を設置し、小中学校の適正規模・適正配置に関する事項を審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、地域産業活性化対策特別委員会、小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員会を設置し、審査事項を審査することに決しました。

お諮りいたします。特別委員会は、その審査目的が終了するまで審査いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、特別委員会は、閉会中といえどもその目的が終了するまで引き続き審査することに決しました。

先ほど設置されました特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、地域産業活性化特別委員会に、西岡晃議員、河本芳久議員、山中佳子議員、三好睦子議員、高木法生議員、馬屋原眞一議員、坪井康男議員、秋枝秀稔議員、猶野智和議員、以上9名を指名いたします。

続きまして、小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員会に、竹岡昌治議員、徳並伍朗議員、荒山光広議員、下井克己議員、岩本明央議員、萬代泰生議員、岡山隆議員、俵薫議員、以上8名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、只今指名をいたしましたとおり特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、申し上げます。

特別委員会の正・副委員長が決まっておりますので申し上げます。

地域産業活性化対策特別委員会委員長に西岡晃議員、副委員長に坪井康男議員、小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員会委員長に萬代泰生議員、副委員長に下井克己議員が就任されましたので、御報告申し上げます。

この際、正・副委員長よりごあいさつの申し出がございますので、お願いをいたします。

まず、地域産業活性化対策特別委員会委員長さん、副委員長さん、お願いをいたします。

地域産業活性化対策特別委員長（西岡 晃君） それでは、一言ごあいさつさせていただきます。

地域産業活性化対策特別委員会委員長に就任いたしました西岡でございます。また、副委員長の坪井でございます。

テーマが大変深く、重いテーマでございますが、市長の5月に設置されました六次産業推進室、これを盛り上げるといいますか、市長のお考えの達成を手助けできるような委員会、そしてまた議会の皆さんが汗をかいていただいて、市長にさらなる提案をしていくというような委員会にしていきたいというふうに思っております

ので、委員の皆さん、また執行部の皆さんの御指導を仰ぎながら委員会運営を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（秋山哲朗君） 続きまして、小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員会の委員長さん、副委員長さん、お願ひをいたします。

小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員長（萬代泰生君） 只今、小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員会という大変重要な課題、大きなテーマを私ども 委員長萬代でございますが、副委員長下井議員でございます 2人で何とか、議会サイドでの議論、その中心役を果たさせていただきたいというふうに考えております。

なお、この小中学校の適正配置の問題につきましては、執行部サイドでも適正配置計画を議論していかれようとしております。そういったことで、こちら側、執行部サイドでの検討委員会とも調整を図りながら、この私どもの議会サイドも一緒に適正化配置問題、これをきちんとルールに乗るように、ルールを敷けるような形で進めてまいりたいと思ひますので、議員の皆さん、さらには執行部の皆さんの御協力、御支援をどうぞよろしくお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（秋山哲朗君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

以上をもちまして、本議会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでござ

ございました。ありがとうございました。

なお、議員の皆さんは2時30分から会派代表者会議を委員会室で開催いたします。その終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

午後2時16分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年6月27日

美祿市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

岩本明夫

”

下井克己